

## 国際刑事裁判所（ICC）設立までの経緯について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 全国犯罪非行協議会 公開日: 2013-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 泰宏 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16083">http://hdl.handle.net/10291/16083</a>

## 国際刑事裁判所 (ICC) 設立までの経緯について

森川 泰宏 (明治大学法学部共同研究室 嘱託)

### I はじめに

戦争犯罪、ジェノサイド罪、人道に対する罪など、国際社会が最も関心を持つ犯罪(コア・クライム)を犯した個人を訴追・処罰する常設の国際刑事裁判所(以下、ICC)が活動を開始してより、4年余りが経過した。この間、ICCは、手続証拠規則、裁判所規則等の下部文書を整え、裁判官および検察官の選定も終えており、2007年中には最初の公判を開始する予定である<sup>(1)</sup>。「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(以下、ローマ規程)の締約国はすでに104カ国を数えており<sup>(2)</sup>、日本も2007年秋の加盟を目指して準備中である<sup>(3)</sup>。このような状況に加え、2009年以降にはローマ規程の再検討会議の開催が予定されていることから、ICCに対する関心は専門の法律家のみならず一般においても、さらに増加していくことが予想される。

しかしながら、史上初の常設国際刑事裁判所であるというその知名度と比較して、ICCの組織構造はもとより、どのような歴史的経緯を踏まえてその設立を見たのかについて、いまだ一般に多くの理解が得られているわけではない。その要因の1つとして、ICCの設立とその意義について歴史的視点を踏まえて詳述しようとする、かなり専門的かつ難解な説明にならざるを得ない点が挙げられる。その意味では、思い切ってICC設立までの経緯を簡略化し、まとめてみる試みも一定の意義を有すると思われる。

そこで、本稿では、便宜上、第2次世界大戦前(Ⅱ)、第2次世界大戦

後から冷戦終結まで（Ⅲ）、冷戦終結後の展開（Ⅳ）、ICC 設立までの動向（Ⅴ）にそれぞれ区分して、ICC 設立までの経緯をできるだけ平易に略述してみようと思う。

## Ⅱ 第 2 次世界大戦前

そもそも戦争犯罪ないしは国際犯罪をおこなった個人を法的に訴追する国際刑事裁判所を創設する試み自体は、現在にいたって突然現れたことではない。その試みは、さしあたり第 1 次世界大戦直後までさかのぼることができる。第 1 次世界大戦の講和条約として締結されたヴェルサイユ条約は、227 条から 230 条までに戦争責任の確認とその処罰を規定した。そのなかには、前ドイツ皇帝ヴィルヘルム 2 世の処罰も含まれていた（227 条）。しかしながら、ヴィルヘルム 2 世が亡命していたオランダが、ヴェルサイユ条約の当事国でないことを理由に条約に拘束されないとの立場を表明し、身柄の引渡しを拒否したことから訴追はおこなわれなかった<sup>(4)</sup>。また、228 条から 230 条に規定された「戦争法規慣例に違反した者」に関する処罰も、講和条約の締結の際にドイツ政府が 227 条から 230 条までの規定を留保し、それに加えて連合国側の関心が戦時犯罪人の引渡しから、賠償・安全保障問題に移行したことにより、結局、国際裁判所は設置にいたらなかった<sup>(5)</sup>。

なお、テロリズム関連ではあるが、第 1 次世界大戦後に設立された国際連盟においても国際刑事裁判所の設立は試みられている。もともと、この国際連盟主導の国際刑事裁判所設立条約は、1 国の批准も得られず、効力を発生することはなかった。その要因として、裁判所の適用法規が犯行地

国の刑法と身柄引渡国の刑法のうち厳格ならざるものとされており、単一の法体系を適用するものではなかったこと、手続証拠規則の作成等、刑事裁判の運営に重要な役割を果たす諸規則について合意が得られなかったこと、訴追対象がテロリストであったことから、国内裁判所によって処罰をおこなうことができる犯罪に対して、あえて国際刑事裁判所を設立することの必要性について十分な理解を得ることができなかったこと等が挙げられる。また、政治的な背景として、条約採択時の第2次世界大戦の接近にともなう国際情勢の激変から、国際刑事裁判所を設立する構想自体が優先順位の低い状態になったとも思われる。

第1次世界大戦終結から第2次世界大戦勃発までのいわゆる戦間期においては、未曾有の損害を出した第1次世界大戦の反省に鑑み、平和維持のための数多くの前例のない試みがなされた。国際連盟の設立や不戦条約の採択もその試みの1つであった。同様にこの時期の国際刑事裁判所設立に向けた活動もこの系譜の中に位置づけうる。しかしながら、これらの試みも、その後の政治情勢の変化にともない、各国が自国保護の必要性に迫られるのに従って崩壊していったと理解することができる。

### Ⅲ 第2次世界大戦後から冷戦終結まで

第1次世界大戦後に芽生えた国際刑事裁判所の設立により法的に個人を訴追するという思想は、より多くの議論を巻き起こしたものの<sup>(6)</sup>、具体性を帯びるまでにはいたらなかった。状況に変化が加えられたのは、第2次世界大戦後におこなわれた国際軍事裁判からである。

## 1 ニュルンベルク国際軍事裁判と極東国際軍事裁判

ニュルンベルク国際軍事裁判（以下、ニュルンベルク裁判）とは、第2次世界大戦後、戦勝国側である連合国がナチス・ドイツの戦争指導者に対しておこなった国際軍事裁判のことをいう。この裁判は、1943年1月30日のモスクワ共同宣言に基づき開催されたロンドン会議において、1945年8月8日に採択されたロンドン協定（ヨーロッパ枢軸国の主要戦争犯罪人の訴追と処罰のための協定）およびその附属書（国際軍事裁判所憲章）に則っておこなわれた。裁判所の管轄権は憲章6条に定められており、「個人または組織の組合員であるかを問わず審理し処罰する権限を持つ」とされた<sup>(7)</sup>。

ロンドン協定に基づいて設置されたニュルンベルク裁判所は、今日の視点からかえりみると、裁判所の管轄権行使について連合国間の意思の合致にもとづく国内管轄権の共同行使という性質を持つものである。それに対して、同時期に日本の主要戦争犯罪人を訴追した極東国際軍事裁判（以下、東京裁判）は、設立の法的根拠を1946年1月19日に連合国軍最高司令官マッカーサーが発した一般命令第1号「極東国際軍事裁判所設立に関する連合国最高司令官特別宣言」および同時に公布された「極東国際軍事裁判所条例」に依拠するものである。すなわち、裁判所の管轄権行使は、敗戦にあたって日本政府が受諾した「ポツダム宣言」並びに「降伏文書」に従った連合国軍最高司令官の行政命令にその法的根拠を持つものである<sup>(8)</sup>。枢軸国の戦争犯罪を訴追するという目的では一致しているものの、設立にともなう法的根拠の相違には注意が必要である。

これらの国際軍事裁判所は、平和に対する罪、戦争犯罪、および人道に対する罪の3者を事項的管轄とした。このうち平和に対する罪と人道に対する罪は、それまでの国際法にはない新たな犯罪類型であった。結果的に、

ニュルンベルク裁判では 24 名が起訴され、自殺・病気等の理由により審理から除外された者を除いて 22 名に判決が下された。そのうち 12 名が絞首刑、3 名が無期禁固刑、4 名が有期禁固刑、3 名が無罪となった。東京裁判においては、28 名が起訴され、死亡した 2 名と病気のために審理を除外された 1 名を除いて 25 名に判決が下された。内訳は、7 名が絞首刑、16 名が無期禁固刑、2 名が有期禁固刑であり、無罪は 1 名もいなかった<sup>(9)</sup>。

軍事裁判とはいえ、史上初めて国際法廷で個人を訴追・処罰した両裁判所の試みは特筆すべきものであったことは間違いない。もっとも、これらの国際軍事裁判には批判も多い。主要なものとして以下の 3 点が挙げられる。第 1 に、平和に対する罪、人道に対する罪などのこれまで国際犯罪とされなかったものを訴追対象に含め、これを遡及して処罰したことが挙げられる。1928 年に締結された不戦条約は侵略戦争を違法としている。しかし、そのことは侵略戦争を国際犯罪とするものではない<sup>(10)</sup>。特に、侵略戦争を準備・遂行した個人の刑事責任についてはまったく予定されていなかったといってもよい。第 2 に、国家機関として個人がおこなった行為を純粹に個人の責任に帰属させて国際法上の責任を問うことの問題が挙げられる。国家という団体が刑事責任になじまない以上、刑事訴追をおこなう場合、実際にこれを計画し遂行した個人に責任を負わせるのは当然であるが、その場合でも、本来個人の犯罪である海賊行為や捕虜虐待などとは同一に論じることはできない<sup>(11)</sup>。第 3 に、裁判所の客観性の問題がある。訴追にあたっては、裁判の公平性の観点から、少なくとも中立国の裁判官が審理に加わるべきであった<sup>(12)</sup>。

上記のような問題が存在するにもかかわらず、それでもなお、第 2 次世界大戦後の連合国による国際軍事裁判が国際刑事法の発展のための重要な先例を開いたものと評価されるのは、両裁判、特に裁判所で用いられた諸

原則がその後の国家実行に与えた多大な影響からであると思われる。すなわち、ニュルンベルク・東京裁判が先例として機能することで、第2次世界大戦後に数多くの戦争犯罪ないしは国際犯罪に関連する多数国間条約の締結がおこなわれるようになったのである。両裁判所の試みは、国際社会の法の支配を漸進させるとする観点からは望ましいものであったと評価されなければならない。

## 2 ニュルンベルク諸原則の定式化とその後の試み

国際刑事裁判所設立に関わる国際刑事管轄権の問題は、国際連合の発足と同時に検討され始めた。1946年12月11日に国連総会は、全会一致でニュルンベルク諸原則の定式化に関する総会決議95(I)を採択した。決議は、ニュルンベルク裁判の国際軍事裁判所憲章およびその判決によって認められた国際法の諸原則を再確認し、その定式化のための計画を人類の平和と安全に対する罪の一般的法典化との関連において最優先の重要事項として扱い、その審議機関としての「国際法の漸進的発達および法典化委員会」を指導することを決定した。同委員会は、諸原則の定式化には周到かつ長期の研究が必要であるとの観点から、当該事項を国連国際法委員会(以下、ILC)に委託することが望ましい旨、総会に報告した。この報告を受けて、国連総会は総会決議177(II)においてニュルンベルク諸原則の定式化、および人類の平和と安全に対する罪の法典化の検討をILCに命ずることになる。

また、国連総会はニュルンベルク諸原則の定式化作業と並行して、第2次世界大戦中にナチス・ドイツによっておこなわれたいわゆるホロコーストを防止・処罰するための、「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」(以下、ジェノサイド条約)の草案作成を総会決議96(I)において国連経済社

会理事会に要請した。国連経済社会理事会によって起草された草案は、総会第6（法律）委員会に委ねられ審議がおこなわれた。審議は、草案7条に明記された「ジェノサイドの罪で告発された者は行為がなされた地域の属する権限ある裁判所か、または、権限ある国際裁判所によって裁判を受けるものとする」という規定を中心におこなわれた<sup>(13)</sup>。審議結果を踏まえ、1948年12月に、ジェノサイド条約が第3回国連総会において採択された。なお、その際にILCになされた要請決議において諮問された「国際司法機関を設置することが望ましいのかどうか」という点に対して、ILCは、国際刑事裁判所の設置は望ましくかつ可能であるとの報告<sup>(14)</sup>をおこなっている。

ILCの報告を受けて、国連総会は、総会決議489(v)によって国際刑事裁判委員会を設置して国際刑事裁判所設立に向けた問題点に関して審議を重ねていった。1950年に朝鮮戦争が勃発し、東西冷戦構造が顕在化していく中、委員会の基本方針は、ともかく具体案を作成し総会に委ねるべきであり、委員会での判断は控えるというものであったという<sup>(15)</sup>。その後の、国際刑事裁判所の設立の可否を問う総会小委員会の討議においては、冷戦構造の到来にともなう対立がより鮮烈になった。ソ連をはじめとする東欧諸国は、国際刑事裁判所が国家主権を侵害するものであり、国際の平和の維持にも貢献するものではないとして設立に対して否定的な態度をとった。この対立は国連総会が目指した国際刑事裁判所設立に関しての致命的な問題点となり、結局のところ、1954年の総会決議898(IV)によって、国連総会は、侵略の定義に関する特別委員会の報告、並びに人類の平和と安全に対する罪の法典案を再度取り上げるまで、国際刑事管轄権の審議を延期することを決定した。

冷戦の激化による東西イデオロギー対立は、国際刑事裁判所の設立のよ

うな、国際社会全体の賛成および協力を必要とする問題を推進していくうえで非常に大きな障害となった。そのため、国際刑事裁判所の設立が実現可能な問題として再度検討されるのには、冷戦構造の終焉、すなわち半世紀近い時間の経過を待たなくてはならなかった。

もっとも、この間、ICCの設立につながる国際法の発展がおこなわれなかったわけではない。例えば、1968年の「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用の条約」、1974年の「国連総会による侵略の定義に関する決議」<sup>(16)</sup>等が挙げられる。また、1973年に採択された「アパルトヘイト罪の鎮圧及び処罰に関する国際条約」(以下、アパルトヘイト条約)は、5条に「…国際刑事裁判所の管轄権を受諾する締約国に関しては、管轄権を有する国際裁判所により審理することができる」と規定している。ただし、アパルトヘイト条約は、将来、国際刑事裁判所によってアパルトヘイトが訴追されうることを示したものであるが、当時の状況では国際刑事裁判所の設立に見通しが立っていなかった以上、ジェノサイド条約の精神にならった模倣的な規定に過ぎなかったともいえる。アパルトヘイト条約の意義は法的分野にあるのではないという指摘もなされている<sup>(17)</sup>。したがって、アパルトヘイト条約は国際刑事裁判所による直接的な訴追というよりも、アパルトヘイトのような非人道的な行為を許さないという国際社会の理念表明に重点が置かれていたと解するべきであろう。

このように、冷戦期においては、国際刑事裁判所の設立は具体性を帯びなかったが、その一方で、諸国の共通利益を侵害する犯罪については、国内法の整備によって各国が *aut dedere aut judicare* (処罰するか、引き渡すか) の義務を負うという内容をもつ条約が多く採択されている<sup>(18)</sup>。これらの国家実行は国際刑事法における内容の基礎となっている。すなわち、被疑者拘束国が刑事管轄権を行使するという普遍主義的な管轄権を含めて、

各国の国内裁判所による国際刑事管轄権の行使が国際刑事法の主要なものとなって形成されてきたのである<sup>(19)</sup>。国際犯罪概念の拡充という面からは、冷戦期は停滞期ではなく、むしろ発展期であったと評価することができる<sup>(20)</sup>。

#### IV 冷戦終結後の展開

冷戦構造の崩壊によって、それまで西側と東側である程度のまとまりを見せていた世界構造は変容し、ナショナリズムの高揚にともなう民族紛争の続発という新たな問題を誘発することになった。特に、旧ユーゴスラビアの解体にともなうボスニア・ヘルツゴビナにおける民族紛争の過程では、いわゆる民族浄化ないしは集団レイプ等、第2次世界大戦中のホロコーストの再現ともいわれる残虐な事件の発生が多数報告されていた。

これに対して、5 大国間の一致により、その本来の機能を取り戻した国連安全保障理事会（以下、安保理）は、平和に対する脅威とみなされたこの紛争において、安保理決議によって司法機関を設立しその処罰をおこなうことで事態の解決を試みた。これを機会に、事実上凍結されていた国際刑事裁判所設立構想は、安保理決議によって設立される特設（ad hoc）裁判所という形で再び日の目をみることになった。また、同時期にアフリカのルワンダで発生した国内紛争においては、100 万人ともいわれる大量虐殺が報告され、これに対しても、安保理は同様の方法で国際裁判所の設置をおこなったのである。以下、安保理決議によって設立された両裁判所の特徴並びにその意義と問題点の概要を述べることにする。

## 1 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（以下、ICTY）は、旧ユーゴスラビアにおいておこなわれた国際人道法違反について、これを犯した個人に対してその罪を訴追するために国連の枠組み内で設立された。ICTY は、安保理が1993年2月23日に採択した決議808によって設立が決定された。

採択の経緯には、旧ユーゴスラビアにおける人民の集団殺害、強制収容、レイプ、民族浄化などの非人道的行為の実行者に対してその責任を追及すべきであるという国際社会の意向と、度重なる安保理の警告にもかかわらず、そのような行為が収束しなかったことが挙げられる<sup>(21)</sup>。その結果、安保理は旧ユーゴスラビアにおけるこれらの行為が国際の平和と安全に対する脅威であると認定するにいたった。その後、1993年5月に安保理決議827により、裁判所規程の採択と国際裁判所の設置が決議され、国際人道法の重大違反をおこなった個人の刑事訴追を開始したのである。

上記の決議808によると、「旧ユーゴスラビアの特殊な状況の下では、国際裁判所を設立して、人道法違反に終止符を打ち、犯罪人の処罰を確保することが、国際の平和の維持および回復に貢献するものと判断する」とされている。なお、ICTYの管轄権は、旧ユーゴスラビアの領域内で1991年1月1日より、安保理が平和の回復にともなってその終了を決定する日までの間に犯された犯罪に及ぶとされた。

ICTYにおいて裁判所の管轄事項として訴追および処罰の対象とされた犯罪は、以下のとおりである。

- ① 1949年のジュネーブ諸条約の重大な違反 これは、戦争犠牲者の保護を定めた、いわゆるジュネーブ4条約に規定される重大な違反が対象とされる。これらの条約は日本を含む180カ国以上が締約国となっており、国際社会において広範な参加が得られている。

- ② 戦争法規および慣例の違反　これは、1907年のハーグ条約に附属する陸戦規則を含む戦争法規および慣例の違反行為を対象としている。なお、ジュネーブ諸条約の追加議定書に関してははまだその内容のすべてにおいて国際慣習法化したとはいえないとして、国連事務総長の報告書<sup>(22)</sup>では罪刑法定主義の観点から、裁判所の管轄権からは外された。
- ③ ジェノサイド罪　これは、ジェノサイド条約の2条および3条を採用したもので、人道に対する罪の一部を実定化したものである。
- ④ 人道に対する罪　これは、ニュルンベルク裁判において初めて明文化されたものであるが、国連事務総長の報告書<sup>(23)</sup>では、「人道に対する罪は、殺人、拷問、レイプなどの重大な非人道的行為であって、国民的、政治的、民族的、人種的または宗教的理由に基づく、あらゆる文民に対する広範な、または組織的な攻撃の一部として犯されたもの」とされている。また、訴追対象は、自然人の犯罪実行者およびこれを命じたものであり、犯罪行為を先導した者も責任を追及された。人道に対する罪の構成要件として、ICTYでは、実際に「国際的か国内的かを問わず、武力紛争でおこなわれた」という文言が裁判所規程に組み込まれている（裁判所規程5条）。

## 2 ルワンダ国際刑事裁判所

ルワンダ国際刑事裁判所（以下、ICTR）は、1994年の4月から7月にかけてアフリカ中央部のルワンダ共和国で、少数派民族のツチ族が、特定集団殺害の明確な意図の下に多数派民族フツ族の政府軍、民兵、一般住民によって虐殺された事態<sup>(24)</sup>に対して、1994年11月、安保理が国際の平和および安全に対する脅威を構成するものと決定し、国連憲章第7章に基

づいてその設立を決定したものである<sup>(25)</sup>。

当初、ICTR については、すでに訴追作業を開始していた ICTY の管轄権を拡張して取り扱うべきとの意見も出たが<sup>(26)</sup>、安保理における審議の結果、ICTY の拡張は単独の特設裁判所に常設司法機関の性格を与えていくおそれがあるとして、条件つきで分離設立される形態をとることとなった<sup>(27)</sup>。

ICTY の設立時とは異なり、ICTR は単一の安保理決議 955 により 1994 年 11 月 8 日に設立され、裁判所規程案の準備過程は大幅に簡略化された。また、裁判所は隣国であるタンザニアのアルウシヤに置かれたが、実際の運営は、ニューヨーク（決定）、ハーグ（本部）、キガリ（捜査）とそれぞれに分散することとなった<sup>(28)</sup>。キガリはルワンダの首都であり、本来ならば、捜査部門のみならず裁判所も設置されるべきではあるが、内戦による首都の破壊状況等から、捜査部門の設置のみに留められた。

ICTR の特徴としては、以下の 3 点が挙げられる。すなわち、(a)内戦に限定して事項的管轄が定められたこと、(b)適用法規を確立された国際慣習法に限定しなかったこと、(c)時間管轄を 1994 年の 1 年間に限定したことである。これらは ICTY の裁判所規程と比較して相違しているところもある<sup>(29)</sup>。

ICTR において裁判所の管轄事項として訴追および処罰の対象とされた犯罪は、以下のとおりである。

- ① ジェノサイド罪 ICTR においても ICTY と同じくジェノサイド条約の規定が裁判所規程 2 条に同文のまま取り入れられた。ICTR においては、その逮捕者の大多数の訴因がこのジェノサイドの容疑である。その点からいえば、ルワンダでおこなわれた国際人道法違反の中核を為すものがこのジェノサイド罪であり、ICTR が裁く主要

な目的であったといえる。

- ② 人道に対する罪　この罪も ICTY と同じくニュルンベルク裁判で明文化された同罪について裁判所規程 3 条で訴因事項とされた。ただし、ICTR の裁判所規程には、これらの罪の具体的な犯罪行為の例示として「監禁」、「拷問」、「強姦」の項目が新たに取り入れられることになった。3 条は、人道に対する罪がいかなる紛争との関連性をも構成要件としないことを明確にしており、ICTY において人道に対する罪の構成要件とされた「国際的か国内的かを問わず、武力紛争でおこなわれた」という表現は ICTR の裁判所規程では削除されている。
- ③ ジュネーブ諸条約共通第 3 条および第 2 追加議定書の違反　これは、裁判所規程 4 条に規定されている。国際的武力紛争に適用されるジュネーブ諸条約の重大な違反では、これまで被疑者の身柄を拘束したいずれの国も自ら裁くかまたは適切な国に引き渡す義務が求められてきたが、非国際的武力紛争においても適用される共通第 3 条および第 2 追加議定書の重大な違反はその対象外とされてきた。しかし、ICTR では、国際刑事裁判の発展も考慮に入れて、集団殺害罪や人道に対する罪よりも最低限の人道義務の重大違反を刑事責任追及の出発点とするのが安全かつ実際的とされた。しかしながら、これらの条約違反を実際に訴追することができたのは、ICTY で厳守された罪刑法定主義の審議について、裁判所設置の際の時間的制約から、ICTR の裁判所規程では安保理において反論が出されなかった点に基づくとところが大きいと思われる。

### 3 両裁判を通じた意義と問題点

ICTY・ICTRは国連という枠組みの中で個人を訴追するという挑戦的なものであった。また、安保理の非軍事的措置の一環として、いわば平時において設立された国際刑事裁判所であるという面でも前例がないものである。ICTY・ICTRの両裁判から指摘できることは、国際刑事裁判というものの性質自体が、第2次世界大戦後の国際軍事裁判の際にみられたような、他国に対して侵略行為をおこなった戦争犯罪人を裁くという観点から、国内における武力紛争において非人道的な行為をおこなった人権侵害者に対する制裁というものに変容しているということであろう。民族独立にともなう国内紛争は依然として深刻な状況にあり、その紛争当事国においては国内裁判所が正常に機能しない状態が想定される。ICTY・ICTRもそのような無秩序な状態に対して安保理が国際の平和と安全に対する脅威であると認識したことによって設立されたという要素が大きいといえる。

ただし、これらの国際裁判においても問題とされている部分は多い。両裁判にあてはまるものとして、国内裁判所から国際裁判所への裁判管轄の委譲という点が挙げられる。各国の国内裁判所の能力が麻痺している場合、制度の趣旨としては代替的な司法権を有している国際裁判所に管轄権が委譲されるべきなのであるが、その範囲をどこまでとするかは国家主権の侵害と紙一重なのである。例えばICTYの場合でも裁判管轄の委譲に際して、すでに国内で管轄権を行使していたドイツ、ボスニアなどがこれに応じなければ、ICTY自体が活動の危機に瀕していたことであろう。

また、ICTYにおいては、訴訟進行についてもいくつかの問題点が指摘されてきた。主な問題点として、①国際裁判への協力体制の不備、②逮捕状の送達が不可能な場合の対応、③平和回復時の事案処理という点が挙げられる。①については、(a)非協力国グループの存在、(b)民族紛争の実質的支配権を確立していたボスニア・セルブ勢力の法的位置づけがあいま

いであったこと、(c)裁判所が独自の令状執行機関あるいは警察機構を備えていないこと、(d)武力紛争中における捜査および訴追の困難さという4点が挙げられる。②については、裁判所規程 21 条 4 項において被告人の欠席裁判が禁止されていることから、出頭や捜査からの拒否もしくは容疑者の失踪に対してどのように対応するのが問題となる。③については、平和の回復が安保理によって決定された際に、継続中の事案もしくは、有罪判決を受けた者、訴追中の被告人などの法的な扱いをどうするのが問題となる。

旧ユーゴ地域での紛争が一応の決着を見たことから忘れられがちではあるが、いずれの問題点もいまだその本質的な解決までにはいたっていないことには注意が必要である。特に③の問題点については、国際犯罪が国際条約およびヨーロッパ各国の刑事法において時効不適用の犯罪とされているので、簡単には罪を免除する選択枝をとる訳にはいかないであろう。ICTY は旧ユーゴ地域の治安状況が回復傾向にあることから、近年中にその活動が終了する<sup>(30)</sup>。上記の問題点は、ICC の活動においても当然予期されており、活動の終了にあたり、これらの問題の解決方法如何によっては、ICTY の歴史的評価も相当異なってくるであろう。

ICTR においてはこれらのほかにも、国内裁判所との関係がより重大な問題点となった。ICTY・ICTR においては一事不再理の原則が裁判所規程によって確立しているが、国内裁判所における判決と国際裁判所における判決の相違、特に両裁判所規程が死刑を禁止しているということから、その量刑面に大きな開きが生じ、このことから裁判の公平性に問題が出てくることになる。

ICTY・ICTR の問題点については、この他にも様々な指摘がみられるが、安保理が国際裁判所の設立にあたり、緊急性を優先したことにその根本的

な問題点があると考えられる。安保理が非常に政治的な影響が強い組織であるということから鑑みても、これらの裁判の問題点は、安保理決議によって設立された国際刑事裁判所が法的整合性を担保するにあたっての限界を示しているともいえる。

## V ICC 設立までの動向

### 1 規程草案の採択から外交会議まで

ICTY・ICTRの設立は、条約に基づく常設の国際刑事裁判所を設立する活動に少なからず影響を与えることとなった。すなわち、安保理決議で国際刑事裁判所が設立されたことを契機として、条約に基づく国際刑事裁判所設立を目指していた国連総会を刺激することになったのである。国連総会は国際連合を代表する機関であり、裁判所規程案についての審議権は安保理が独占すべきではないという主張は、ICTYの設立時にも多数おこなわれた。裁判所設立の必要性は認めるものの、安保理の活動のみによって起草される裁判所規程には正当性が欠けるというわけである。これに対して、ICTY設立時の事務総長報告は、「本来ならば条約締結の方式をとり、設立条約を採択する国連総会特別会議を開催して、国連加盟国の批准を得るべきものであるが、ICTY設立の緊急性を考慮して国連憲章第7章に基づく安保理決議で国際刑事裁判所を設立するべきである」<sup>(31)</sup>と説明した。あくまでもICTYは緊急性を要する一時的な裁判所であり、常設の国際刑事裁判所が条約に基づいて設立されるべきであるという認識がICTY設立の背後に広く存在していたのである。

国連総会を中心として展開された、国際刑事裁判所設立のための外交会

議までの交渉過程は以下のようにまとめることができる。1991年に国連総会は、ILCに対して国際刑事裁判所規程草案を優先的に取り上げるよう要請した<sup>(32)</sup>。ILCは1994年の会期においてこれを完成させ、国連総会に提出するにいたった<sup>(33)</sup>。ICCの設立方法は、ILCによる国連総会への草案提出により、総会の下にICC設立に関する特別委員会を設けて、草案から生じている主要な問題を審議し、その審議結果を見て条約交渉のための外交会議を検討するという方法がとられた。委員会は1995年の5月と6月に会合を開き、国連総会に報告書を提出した。同総会の総会決議では、なお外交会議の開催には早急であるとして、新たに準備委員会が設置され検討がおこなわれた<sup>(34)</sup>。

準備委員会は、特別委員会の権限に加えて、広く受け入れ可能な条約草案を準備することが任務に加えられた。準備委員会の活動としては以下のとおりである<sup>(35)</sup>。①1996年の春と夏におこなわれた準備委員会においては、各国よりILC草案に対する修正提案がなされ、これが資料にまとめられた。②同年8月の準備委員会では、さらに9週間の準備会合をおこなえば、外交会議を1998年中に開催することが可能であるとする旨の決議を採択して国連総会に報告した。これをうけて、同年12月の国連総会においては、1998年中の外交会議の開催が総会決議の中に明記された<sup>(36)</sup>。③その後、準備会合が98年3月におこなわれ、最後の準備委員会において外交会議のための起草草案テキストが策定された。その動きにあわせて1997年11月の国連総会決議<sup>(37)</sup>により、1998年6月15日から7月17日まで、イタリア・ローマにおいて外交会議を開催することが正式に決定されたのである。準備委員会の特徴としては、回を経るに従い参加国が増えていき、ICC推進派の数が増えていった一方で、各国からの提案が相次ぎ、準備委員会の過程を通じてこれをまとめることができなかつたことか

ら、外交会議で使われる規程草案は多くの提案を併記した膨大な量の文書になったという。

ICC を国際社会においてどのように位置づけるのかという面も含めて、ICC の性質決定は外交会議へと持ち越されることとなったのである。

## 2 ローマ規程の採択と発効

上記の経緯を経て、1998年6月15日にローマにおいて国連主催の外交会議が開催された。外交会議は5週間にわたり交渉が続けられたが、交渉最終日の7月17日にいたって128条からなるローマ規程が投票により採択された。当初目標とされていた全会一致での採択は結果的には達成されず投票に持ち込まれる形になったのである。投票結果は、賛成120、反対7、棄権21であり、圧倒的多数の国家に支持される形での採択となった<sup>(38)</sup>。他方、反対国の中にアメリカ、中国などの大国が含まれているほか、ICCの事項管轄に大量破壊兵器の使用・威嚇も含むべきだと主張したインドも棄権という形で立場を保留するなど、ICCの実効性の観点からは今後の問題を残すこととなった。特にアメリカは、国際社会の半数以上の国家が、現時点において合意できる国際社会の刑事裁判所として、ICCを受け入れたのに対して根本的な反対を表明しており、ICCに対して警戒的な態度をとっている。このことは、ICCが国際社会において実効性のある国際裁判所として機能していくうえで重い足かせとなっているのである<sup>(39)</sup>。実際、ローマ規程の採択からしばらくのあいだは、アメリカのICCに対する態度が、その後のICCの設立の行方まで左右する重要な変数であると考えられた<sup>(40)</sup>。ICCを国際社会で実効性のある裁判所として機能させるためには、大国であるアメリカの政治的、経済的、あるいは軍事的な協力が不可欠であると考えられるからである。

その一方で、ローマ規程の推進派諸国による規程の批准は当初の予想を超えるスピードでおこなわれ、2002年4月には、規程の定める60カ国の批准を達成し、同年7月1日にローマ規程は効力を発生した。アメリカの不参加は依然としてICCの実効性に暗い影を残しているものの、ローマ規程は、すでに100カ国を超える締約国を有している。ICCは、当初の予測に比べれば、順調な滑り出しを果たしていると評価してよいであろう。

## VI 結びにかえて—ローマ規程の意義

ローマ規程の採択は国際法上画期的な出来事であったといえる。これまでの国際刑事裁判において指摘された法的問題点の多くはローマ規程で解決が図られている。これまでの経緯と比較して、ここでは主要な2点を確認しておこう<sup>(41)</sup>。

ローマ規程の意義として、第1に、主要国際犯罪の成文化が挙げられよう。ローマ規程では、戦争犯罪および人道に対する罪に進展がみられた。戦争犯罪の分野においては非国際的武力紛争での戦争犯罪が明記され、特に、人道に対する罪についてはローマ規程により、初めて条約上の表現となった。これに付随して、これらの罪が条約によって定められた意義としては以下のことが挙げられよう。すなわち、これまでの国際刑事裁判では、ある事件の発生後にこれらの罪が裁判所規程によって定められたため、その法的根拠に事後法的な欠陥が常につきまとっていた。ローマ規程は裁判所が設立される以前の事案には管轄権を持たないということを規定している(規程11条)。また、規程の刑法総則部分においては、刑事法の基本原則である罪刑法定主義(同22条)、刑罰不遯及の原則(同24条)等を規

定した。このことは、従来の国際裁判で批判された事後的な法的根拠の問題について、国際社会が一定の回答を示したものとといえるであろう。

第 2 に、何よりも条約による設立の意義が強調されなければならない。ICC とこれまでの国際刑事裁判の最も顕著な相違点は、今までの国際刑事裁判所が一時的な存在であり、その処罰範囲に明らかな限界があったのに対し、条約で設立された ICC はその幅が従来の国際刑事裁判よりも格段に広がったことであろう。例えば、すでに述べたとおり、ジェノサイド条約 6 条ではその管轄裁判所を国際刑事裁判所としていたが、ICC が設立されたことによりそれまで空文でしかなかった同条が効果を発揮することになった。また、ICTY・ICTR では、安保理決議による設立という性質上、地理的な制限に加え、その管轄権に「平和が回復したと宣言されたとき」ないしは、「1 年間」という時間的管轄があったことにより、非人道的な行為に対する処罰の訴追に限界があった。ICC は、国際社会における常設裁判所としての普遍性から、このような管轄権問題を解消し、また国際社会の平和と安全に貢献する犯罪抑止的な裁判所として機能することが期待されているのである。

#### 注

- (1) ICC Press Release, 29 January 2007, ICC-CPI-20070129-196-SW, available at <http://www.icc-cpi.int/press/pressreleases/220.html>. によれば、ICC は、コンゴ民主共和国で民兵指導者であった、トーマス・ルバンガ・ディーロを 15 歳未満の子供を軍隊に徴募し入隊させ、敵対行為に参加させた罪状（規程 8 条 2 項(d)(vii)）で起訴する方針であるという。

- (2) ICC ウェブサイト：<http://www.icc-cpi.int/statesparties.html>、参照。
- (3) 日本経済新聞 2007年1月16日夕刊、参照。
- (4) 小長谷和高『国際刑事裁判序説』尚学社（訂正版、2001）、17-18頁参照。またヴィルヘルム2世の訴追を取り扱ったものとして、大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会（1975）37-69頁。
- (5) 小長谷前掲『国際刑事裁判序説』、20頁。
- (6) 特に、この時期は法律関係の国際学会での議論が活性化していた。藤田久一「国際刑事裁判所構想の展開－ローマ規程の位置づけ」『国際法外交雑誌』第98巻第5号、36頁および関連注記、参照。
- (7) 慶應義塾大学法学会「ニュールンベルグ裁判所条例及び判決－歴史と分析－」『法学研究』第24巻（1951）、718頁参照
- (8) 小長谷前掲『国際刑事裁判序説』、39頁。
- (9) 同上、44-45頁。
- (10) 太寿堂鼎「国際犯罪の概念と国際法の立場」『ジュリスト』720号（1980）、71頁。
- (11) 同上、71頁。
- (12) 同上、71頁。
- (13) 総会第6委員会での議論の詳細は、稲角光恵「ジェノサイド条約第6条の刑事裁判管轄権（2・完）－同条約起草過程の議論を中心にして－」『名古屋大学法政論集』170号（1997）、204-219頁参照。
- (14) UN.doc.A/CN.4/28(1950),at para132.
- (15) 小長谷前掲『国際刑事裁判序説』、57頁。
- (16) UN.doc.A/RES/3314(1974). もっとも総会決議であるため法的拘束

- 力はない。定義採択までの審議結果については、三好正弘「国際連合による侵略の定義」『ジュリスト』584号(1975)、118-125頁参照。
- (17) 住吉良人「アパルトヘイト条約の法的性質」『法律論叢』第60巻第4・5合併号(1988)、133頁参照。
- (18) この時期に採択された普遍主義を採用している条約として、例えば、ハイジャック関係のハーグ条約やモントリオール条約、1973年の国家代表等に対する犯罪防止条約、1977年のテロ行為防止に関するヨーロッパ条約、1979年の人質禁止条約、1988年の海上航行不法行為防止ローマ条約などがある。
- (19) この点につき、山本草二『国際刑事法』有斐閣(1991)、119頁参照。
- (20) その他にも、ジュネーブ諸条約とその追加議定書の採択等、国際人道法についての発展も看過できないが、これについては別の機会に譲る。
- (21) 種田玲子「旧ユーゴに関する国際裁判所の設立について」『ジュリスト』1027号(1993)、106頁参照。
- (22) UN.doc.S/25704(1993).
- (23) Ibid.
- (24) ツチ族とフツ族は共通の言語・宗教・習俗を持ち、多民族間で争われた旧ユーゴスラビアでの民族紛争とはその性質が異なる。内戦の主な原因は旧植民地時代から続く分断統治にともなう部族間の憎悪であったという。詳細は、小長谷前掲『国際刑事裁判序説』、110頁。
- (25) 小長谷和高「ルワンダ国際刑事裁判所—管轄権に対する若干の考察—」『外交時報』1349号(1998)、40頁参照。
- (26) UN.doc.S/1994/1125(1994),pp.44-78.

- (27) 小長谷前掲『外交時報』論文、41頁。
- (28) 同上、42頁。
- (29) ルワンダは、安保理での会合において、この裁判所の特徴について不支持を表明している。See, UN.doc.S/PV.3453(1994), pp14-16.
- (30) UN.doc. S/RES/1534(2004)によれば、2010年までにすべての審理が終了される予定である。これにあわせて、③の問題点につき、一部の事件について段階的に国内裁判所へ移管されているようである。
- (31) Supra note, UN.doc.S/1994/1125(1994), pp.19-24.
- (32) なお、それ以前の1989年に、トリニダード・トバゴから、国際的な麻薬犯罪組織に対処する国際刑事裁判所の設立が国連事務総長に提案されていた。See, UN.doc.A/44/195(1989).
- (33) UN.doc.A/49/355(1994), pp.3-31.
- (34) 準備委員会での審議結果について、UN.doc.A/51/22(1995)参照。
- (35) 以下の活動内容について、長嶺安政「国際刑事裁判所規程の成立—成立に至る経緯および同規程の概要を中心に」『ジュリスト』1146号(1998)、29頁参照。
- (36) UN.doc.A/RES/51/207(1996).
- (37) UN.doc.A/RES/52/160(1997).
- (38) 外交会議の詳細については、国際連合広報センターのウェブサイト：<http://www.unic.or.jp/recent/roma.htm>、を参照のこと。
- (39) アメリカによるICC反対についてなされた論争は、拙稿「国際刑事裁判所の賛否について—アメリカを軸として」本誌33号(2005)27-42頁にまとめてあるので、参照のこと。
- (40) 例えば、藤田前掲『国際法外交雑誌』論文、61頁参照。

(41) ICC 設立にともなう意義は、無論これだけにとどまらないが、紙数の制約もあり、下記文献を挙げることで代えさせていただきたい。ICC 設立の意義を紹介するものとしては、さしあたり、伊藤哲朗「国際刑事裁判所の設立とその意義」『レファレンス』53 卷 5 号(2003)、5-21 頁；古谷修一「国際刑事裁判所 (ICC) 設置の意義と直面する問題」『法学教室』281 号 (2004)、23-28 頁が最適であると思う。また ICC が平和の構築に果たす役割について、篠田英郎『平和構築と法の支配』創文社 (2003)、155-185 頁。ICC の組織構造および実務に関して、稲角光恵「国際組織としての国際刑事裁判所(ICC)の特徴」『金沢法学』第 49 卷第 1 号(2006)、145-170 頁；東澤靖「国際刑事裁判所の実務」(1)~(4・完)『刑事弁護』41-44 号 (2006)。ICC の現状については、野口元朗「ICC は今－国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」『ジュリスト』1309 号 (2006)、104-113 頁を参照されたい。

付記：本稿は、2007 年 3 月 17 日に「核兵器問題フォーラム」（於：日本反核法律家協会）においておこなった報告の原稿に若干の修正を施したものである（2007 年 3 月 31 日脱稿）。